

第二十九条の二 実用新案権者又は専用実施権者は、その登録実用新案に係る実用新案技術評価書を提示して警告をした後でなければ、自己の実用新案権又は専用実施権の侵害者等に対し、その権利行使することができない。

(実用新案権者等の責任)

第二十九条の三 実用新案権者又は専用実施権者が侵害者等に対しその権利行使し、又はその警告をした場合において、実用新案登録を無効にする旨の審決(第三十七条第一項第六号に掲げる理由によるものを除く。)が確定したときは、その者は、その権利の行使又はその警告により相手方に与えた損害を賠償する責めに任ずる。ただし、実用新案技術評価書の実用新案技術評価(当該実用新案登録出願に係る考案又は登録実用新案が第三条第一項第三号及び第二項(同号に掲げる考案に係るものに限る。)、第三条の二並びに第七条第一項から第三項まで及び第六項の規定により実用新案登録をすることのできない旨の評価を受けたもの

を除く。)に基づきその権利を行使し、又はその警告をしたとき、その他相当の注意をもつてその権利を行使し、又はその警告をしたときは、この限りでない。

2 前項の規定は、実用新案登録出願の願書に添付した明細書又は図面についてした第十四条の二第一項の訂正により実用新案権の設定の登録の際における実用新案登録請求の範囲に記載された考案の範囲に含まれないこととなつた考案についてその権利を行使し、又はその警告をした場合に準用する。

第三十一条中「第二百二条(過失の推定)」を削る。

第三十一条第一項中「登録料として、」の下に「実用新案権の設定の登録の日から」を加え、「満了まで」を「満了の日まで」に改め、同項の表中「八千五百円」を「七千六百円」に、「千円」を「九百円」に、「一万六千九百円」を「一万五千百円」に、「一千円」を「千八百円」に改め、同表第七年から第十年までの項を削る。

第三十二条第一項中「実用新案登録をすべき旨の査定又は審決の謄本の送達があつた日（次項において「登録査定等謄本送達日」という。）から二十日以内に」を「実用新案登録出願と同時に（第十条第一項若しくは第二項の規定による出願の変更又は第十二条第一項において準用する特許法第四十四条第一項の規定による出願の分割があつた場合にあつては、その出願の変更又は出願の分割と同時に）」に改め、同条第二項ただし書きを削り、同条第三項中「又は前項ただし書き」を削る。

第三十三条第一項中「前条第二項本文」を「前条第二項」に、「次条」を「第三十六条」に改め、同条第四項中「前条第二項本文」を「前条第二項」に改め、同条第五項中「次条」を「第三十六条」に改める。

第五章の章名並びに第三十五条及び第三十六条を削る。

第三十四条中「、第一百十条」を「及び第一百十条」に改め、「並びに第一百一条第一項（第二号を除

く。)及び第二項(既納の特許料の返還)」を削り、同条を第四章第三節中第三十六条とする。

第三十二条の次に次の二条を加える。

(既納の登録料の返還)

第三十四条 既納の登録料は、次に掲げるものに限り、納付した者の請求により返還する。

一 過誤納の登録料

二 実用新案登録出願を無効にすべき旨の処分が確定した場合の登録料

三 実用新案登録を無効にすべき旨の審決が確定した年の翌年以後の各年分の登録料

四 実用新案権の存続期間の満了の日の属する年の翌年以後の各年分の登録料

2 前項の規定による登録料の返還は、同項第一号の登録料については納付した日から一年、

同項第二号又は第三号の登録料についてはそれぞれ処分又は審決が確定した日から六月、同

項第四号の登録料については実用新案権の設定の登録があつた日から一年を経過した後は、

請求することができない。

第三十五条 削除

第三十七条の前に次の章名を付する。

第五章 審判

第三十七条第一項第五号中「第五十五条第二項」を「第二条の五第三項」に改め、同号を同項第六号とし、同項中第一号から第四号までを一号ずつ繰り下げ、同項第一号中「その実用新案登録が」の下に「第一条の五第三項において準用する特許法第二十五条」を加え、「第七条第一項から第三項まで若しくは第八項、第九条第一項」を「第七条第一項から第三項まで若しくは第六項又は第十一条第一項」に、「特許法第二十八条又は第五十五条第二項において準用する特許法第二十五条」を「同法第二十八条」に改め、同号を同項第一号とし、同号の前に次の二号を加える。

一　その実用新案登録が第二条の二第一項に規定する要件を満たしていない補正をした実用新案登録出願に対してされたとき。

第三十八条から第四十条までを次のように改める。

(審判請求の方式)

第三十八条　審判を請求する者は、次に掲げる事項を記載した請求書を特許庁長官に提出しなければならない。

一　当事者及び代理人の氏名又は名称及び住所又は居所並びに法人にあつては代表者の氏名

二　審判事件の表示

三　請求の趣旨及びその理由

2　前項の規定により提出した請求書の補正は、その要旨を変更するものであつてはならぬい。

(答弁書の提出等)

第三十九条 審判長は、審判の請求があつたときは、請求書の副本を被請求人に送達し、相当の期間を指定して、答弁書を提出する機会を与えるなければならない。

2 審判長は、前項の答弁書を受理したとき、又は第三十七条第一項の審判が特許庁に係属している場合において第十四条の二第一項の訂正があつたときは、その副本を請求人に送達しなければならない。

3 審判長は、審判に關し、当事者を尋問することができる。

(訴訟との關係)

第四十条 審判において必要があると認めるときは、他の審判の審決が確定し、又は訴訟手続が完結するまでその手続を中止することができる。

2 訴えの提起又は仮差押命令若しくは仮処分命令の申立てがあつた場合において、必要があ

ると認めるときは、裁判所は、審決が確定するまでその訴訟手続を中止することができる。

第四十条の次に次の二条を加える。

- 第四十条の二 前条第二項に規定するもののほか、実用新案権の侵害に関する訴えの提起又は仮差押命令若しくは仮処分命令の申立てがあつた場合において、被告又は債務者が当該実用新案権について第三十七条第一項の審判の請求がされていることを理由にその訴訟手続の中止の申立てをしたときは、裁判所は、明らかに必要がないと認める場合を除き、審決があるまでその訴訟手続を中止しなければならない。
- 2 前項の申立てに関する決定に対しては、不服を申し立てることができない。
- 3 裁判所は、中止の理由が消滅したとき、その他事情の変更があつたときは、第一項の決定を取り消すことができる。

第四十一条中「第一百一十七条、第一百一十八条、第一百二十条から第一百七十九条まで(審決の効果、

審判の請求、審判官、審判の手続、訴訟との関係及び審判における費用)」を「第百三十二条、第百三十三条、第百三十五条から第百五十七条まで、第百六十七条、第百六十九条第一項、第二項及び第四項から第六項まで並びに第百七十条」に改める。

第四十四条第一項中「又は拒絶をすべき旨の審決があつた実用新案登録出願について再審により実用新案権の設定の登録があつたとき」を削り、「輸入し」を「輸入し」に、「製造し」を「製造し」に改め、同条第二項中「又は拒絶をすべき旨の審決があつた実用新案登録出願について再審により実用新案権の設定の登録があつたとき」を削り、「同項第一号中「譲渡し貸し渡し」を「譲渡し、貸し渡し」に、「貸渡」を「貸渡し」に、「展示し」を「展示し、」に改める。

第四十五条中「第百七十四条」を「第百七十四条第一項及び第四項」に、「及び」を「並びに」に改め、同条に後段として次のように加える。

この場合において、同法第百七十四条第一項中「第百二十二条」とあるのは「実用新案法第

三十八条及び第三十九条」と、「第一百六十八条」とあるのは「同法第四十条及び第四十条の二」と読み替えるものとする。

第四十七条の見出し中「訴」を「訴え」に改め、同条第一項中「訴、第四十一条において、又は第四十五条において準用する特許法第一百七十四条第一項において、それぞれ準用する同法第一百五十九条第一項において準用する同法第五十三条第一項の規定による却下の決定に対する訴」を「訴え」に、「訴は」を「訴えは」に改め、同条第二項中「訴に」を「訴えに」に改める。

第四十八条の二中「第五十五条第六項」を「第五十五条第四項」に改める。

第四十八条の四第三項ただし書中「出願審査の請求」を「条約第二十二条(2)又は第四十条(2)の規定による請求(以下「国内処理の請求」という。)」に改め、同条第四項中「出願審査」を「国内処理」に、「その請求」を「その国内処理の請求」に改める。

第四十八条の五の見出し中「補正命令」を「補正命令等」に改め、同条第二項第一号中「第五十

五条第二項」を「第二条の五第一項」に改め、同項第五号を同項第六号とし、同項第四号の次に次の一号を加える。

五 第三十二条第一項の規定により納付すべき登録料を国内書面提出期間内に納付しないとき。

第四十八条の五第二項中「特許法第一百八十四条の五第三項及び第四項（書面の提出及び補正命令）」を「第一条の二第四項及び特許法第一百八十四条の五第四項」に改め、同条に次の二項を加える。

4 国際実用新案登録出願の出願人は、日本語でされた国際実用新案登録出願（以下「日本語実用新案登録出願」という。）にあつては第一項、外国語実用新案登録出願にあつては同項及び前条第一項の規定による手続をし、かつ、第三十二条第一項の規定により納付すべき登録料及び第五十四条第二項の規定により納付すべき手数料を納付した後でなければ、国内処理の

請求をすることができない。

第四十八条の六第二項中「日本語でされた国際実用新案登録出願(以下「日本語実用新案登録出願」という。)」を「日本語実用新案登録出願」に改める。

第四十八条の七第四項中「第五十五条第二項において準用する特許法第十七条第一項」を「第二条の二第一項」に、「第五十五条第二項において準用する同法第十七条第一項(ただし書)」を「同項ただし書」に改める。

第四十八条の八を削る。

第四十八条の八の二第一項中「第七条の二第四項及び第七条の三第二項」を「第八条第四項及び第九条第二項」に改め、同条第二項及び第三項中「第七条の二第三項」を「第八条第三項」に、「又は出願公開」を「実用新案掲載公報の発行が」に、「又は千九百七十年六月十九日」を「実用新案掲載公報の発行又は千九百七十年六月十九日」に、「国際公開」を「国際公開が」に改め、同条

第四項中「第七条の二第一項の」を「第八条第一項の」に、「第七条の二第一項から第三項まで及び第七条の三第一項」を「第八条第一項から第三項まで及び第九条第一項」に、「第七条の二第一項及び第二項」を「第八条第一項及び第二項」に、「について出願公開」を「出願公開」に、「について千九百七十年六月十九日」を「千九百七十年六月十九日」に、「第七条の三第一項中」を「第九条第一項中」に改め、同条第五項中「第七条の二第一項の」を「第八条第一項の」に、「第七条の二第一項から第三項まで及び第七条の三第一項」を「第八条第一項から第三項まで及び第九条第一項」に、「第七条の二第一項及び第二項」を「第八条第一項及び第二項」に、「第七条の三第一項中」を「第九条第一項」に改め、同条を第四十八条の八とする。

第四十八条の十及び第四十八条の十一を次のように改める。

(補正の特例)

定に基づく補正については、第二条の二第一項ただし書の規定は、適用しない。

2 特許法第百八十四条の十一第一項及び第三項の規定は、国際実用新案登録出願についてする第二条の二第一項本文又は条約第二十八条(1)若しくは第四十一条(1)の規定に基づく補正による第二条の二第一項本文又は条約第二十八条(1)若しくは第四十一条(1)の規定に基づく補正に準用する。この場合において、同法第百八十四条の十一第一項中「第百九十五条第二項」とあるのは「実用新案法第三十二条第一項の規定により納付すべき登録料及び同法第五十四条第二項」と、「納付した後であつて国内処理基準時を経過した後」とあるのは「納付した後」と読み替えるものとする。

(登録料の納付期限の特例)

第四十八条の十一 国際実用新案登録出願の第一年から第二年までの各年分の登録料の納付については、第三十二条第一項中「実用新案登録出願と同時」とあるのは、「第四十八条の四第一項に規定する国内書面提出期間内(第四十八条の四第三項ただし書に規定する国内処理の

請求をした場合にあつては、その国内処理の請求の時まで)」とする。

第四十八条の十一の次に次の二条を加える。

(実用新案技術評価の請求の時期の制限)

第四十八条の十一の二 国際実用新案登録出願に係る実用新案技術評価の請求については、第十二条第一項中「何人も」とあるのは、「第四十八条の四第四項に規定する国内処理基準時を経過した後、何人も」とする。

第四十八条の十二の見出し中「国際実用新案登録出願」を「外国語実用新案登録出願」に改め、同条第一項中「日本語実用新案登録出願に係る実用新案登録が国際出願日における国際出願の明細書、請求の範囲若しくは図面に記載されている考案以外の考案についてされたとき又は」を削り、「出願翻訳文若しくは」を「出願翻訳文又は」に改め、同条第三項中「第三十七条第二項及び第二項の規定並びに特許法第二百八十四条の十五第二項及び第四項(国際特許出願固有の理

由に基づく特許の無効の審判)」を「第二十七条第一項後段、第一項及び第三項」に改め、同項を同条第四項とし、同条第二項中「国際実用新案登録出願」を「外国語実用新案登録出願」に改め、「の審判」を削り、「第三十九条第四項」を「第十四条の二第一項ただし書及び第二項ただし書」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の二項を加える。

2 外国語実用新案登録出願に係る実用新案技術評価の請求については、第十二条第三項ただし書中「第三十七条第一項」とあるのは、「第二十七条第一項又は第四十八条の十二第一項」とする。

第四十八条の十二に次の二項を加える。

5 第一項の審判については、第三十九条第二項中「第三十七条第一項」とあるのは「第三十七条第一項若しくは第四十八条の十二第一項」と、第四十一条において準用する特許法第一百三十一条第一項、第一百四十五条第一項、第一百六十七条及び第一百六十九条第一項並びに第四十五条

条において準用する同法第百七十四条第一項中「第百一十三条第一項又は第百一十五条の二第一項」とあり、並びに第四十一条において準用する同法第百五十五条第三項中「第百一十三条第一項」とあるのは「実用新案法第三十七条第一項又は第四十八条の十二第一項」と、第四十七条第二項において準用する同法第百七十九条中「第百一十三条第一項若しくは第百二十一条の二第一項」とあるのは「実用新案法第三十七条第一項若しくは第四十八条の十二第一項」とする。

第四十八条の十三中第二項を削り、第二項を第一項とし、第四項を削り、同条第五項中「第一百八十四条の十一の一(発明の新規性の喪失の例外の特例)」を「第一百八十四条の九第六項及び第一百八十四条の十一の二」に改め、同項を同条第三項とする。

第四十八条の十四第五項及び第六項を次のように改める。

5 前項の規定により実用新案登録出願とみなされた国際出願についての手続の補正について

は、第二条の第一項ただし書中「実用新案登録出願の日」とあるのは、「第四十八条の十四第四項に規定する決定の日」とする。

6 第四十八条の四第四項、第四十八条の六、第四十八条の七、第四十八条の八第一項及び第三項、第四十八条の十一から第四十八条の十二まで並びに特許法第一百八十四条の三第二項、第一百八十四条の九第六項、第一百八十四条の十一第一項及び第三項並びに第一百八十四条の十一の二の規定は、前項の規定により実用新案登録出願とみなされた国際出願に準用する。この場合において、第四十八条の四第四項、第四十八条の六、第四十八条の七第一項及び第四十八条の十二第一項中「国際出願日」とあり、並びに第四十八条の八第三項中「第四十八条の四第一項の国際出願日」及び「同条第一項の国際出願日」とあるのは「第四十八条の十四第四項に規定する国際出願日となつたものと認められる日」と、第四十八条の四第四項中「国内書面提出期間が満了した時(国内書面提出期間内に出願人が国内処理の請求をしたときは、その国

内処理の請求の時。以下「国内処理基準時」という。)における第一項又は前項に規定する翻訳文」とあるのは「第四十八条の十四第二項の規定により提出された翻訳文」と、第四十八条の七第一項及び第二項中「国内処理基準時の属する日まで」とあるのは「通商産業省令で定める期間内」と、第四十八条の八第一項中「及び第九条第二項の規定は」とあるのは「の規定は」と、同条第三項中「と、「実用新案掲載公報の発行が」とあるのは「実用新案掲載公報の発行又は千九百七十年六月十九日にワシントンで作成された特許協力条約第二十一條に規定する国際公開が」とする」とあるのは「とする」と、第四十八条の十一中「第四十八条の四第一項に規定する国内書面提出期間内(第四十八条の四第二項ただし書に規定する国内処理の請求をした場合にあつては、その国内処理の請求の時まで)」とあるのは「第四十八条の十四第四項に規定する決定の日から通商産業省令で定める期間内」と、第四十八条の十一の中「第四十八条の四第四項に規定する国内処理基準時を経過した後」とあるのは「第四十八条の十四第四項

に規定する決定の後」と、同法第百八十四条の十一第一項中「日本語特許出願については第百八十四条の五第一項の規定による手続をし、かつ、第百九十五条第二項の規定により納付すべき手数料を納付した後、外国語特許出願については第百八十四条の四第一項及び第百八十四条の五第一項の規定による手続をし、かつ、第百九十五条第二項の規定により納付すべき手数料を納付した後であつて国内処理基準時を経過した後」とあり、及び同法第百八十四条の十一の二中「国内処理基準時の属する日後」とあるのは「実用新案法第四十八条の十四第四項に規定する決定の後」と、同法第百八十四条の十一第三項中「第百八十四条の四第一項の国際出願日」及び「同条第一項の国際出願日」とあるのは「実用新案法第四十八条の十四第四項に規定する国際出願日となつたものと認められる日」と読み替えるものとする。

第五十条第一項中「とき、又は願書に添附した明細書若しくは図面の訂正をすべき旨の審決が確定した場合において、その登録があつた」を削る。

第五十条の二を次のように改める。

(一)「以上の請求項に係る実用新案登録又は実用新案権についての特則」

第五十条の二、二以上の請求項に係る実用新案登録又は実用新案権についての第十四条の二第一項、第二十六条において準用する特許法第九十七条第一項若しくは第九十八条第一項第一号、第三十四条第一項第三号、第三十七条第一項(第四十八条の十二)第四項において準用する場合を含む。)、第四十一条において準用する同法第一百一十五条、第四十一条において、若しくは第四十五条において準用する同法第一百七十四条第二項において、それぞれ準用する同法第一百三十一条第一項、第四十四条、第四十五条において準用する同法第一百七十六条、第四十九条第一項第一号又は第五十三条第二項において準用する同法第一百九十二条第二項第五号の規定の適用については、請求項」とに実用新案登録がされ、又は実用新案権があるものとみなす。

第五十三条第一項中「特許公報の掲載事項」を「第五号及び第七号から第九号までに係る部分に限る。」に改め、同項に後段として次のように加える。

この場合において、同項第七号中「確定審決(第一百一十二条第一項若しくは第一百一十六条第一項の審判又はその確定審決に対する再審において明細書又は図面の訂正がされた場合にあつては、審判又は再審の確定審決並びに訂正した明細書に記載した事項及び図面の内容)」とあるのは、「確定審決」と読み替えるものとする。

第五十四条第一項第一号を削り、同項第一号中「第三十二条第三項若しくは」を削り、「次条第一項」を「第二条の五第一項」に、「第四条若しくは第五条第一項」を「第五条第一項の規定若しくは第三十二条第三項」に、「特許法第五条第二項」を「同法第五条第一項」に改め、同号を同項第一号とし、同号の次に次の一号を加える。

二 第十一条第二項において準用する特許法第三十四条第四項の規定により承継の届出をす

る者

第五十四条第一項第四号から第七号までの規定中「次条第四項」を「次条第一項」に改め、同条第二項を削り、同条第四項中「前三項」を「前二項」に改め、同項を同条第三項とし、同条第五項中「から第三項まで」を「及び第一項」に改め、同項を同条第四項とし、同条中第六項を第五項とし、第七項を第六項とし、同条第八項中「実用新案登録出願についての出願審査」を「実用新案技術評価」に改め、同項を同条第七項とする。

第五十五条第一項から第三項までを削り、同条第四項中「第二十一条(条約の効力)及び」を削り、同項を同条第一項とし、同条第五項を同条第二項とし、同項の次に次の二項を加える。

3 特許法第一百九十四条の規定は、手続に準用する。この場合において、同条第二項中「審査」とあるのは、「実用新案法第十二条第一項に規定する実用新案技術評価」と読み替えるものとする。

第五十五条第六項中「補正の却下の決定、査定」を削り、同項を同条第四項とする。

第五十六条第一項中「三十万円」を「三百万円」に改め、同条第二項を削り、同条第三項中「前二項」を「前項」に、「まつて」を「待つて」に改め、同項を同条第二項とする。

第五十七条及び第五十八条中「十万円」を「百万円」に改める。

第五十九条第二項中「査定又は」を削る。

第六十条中「五万円」を「五十万円」に改める。

第六十一条中「若しくは第二項」を削る。

第六十二条中「第十三条において準用する特許法第五十九条において、第四十一条において準用する特許法第一百六十二条の三第三項において準用する同法第五十九条において」を削り、「第一百七十四条第一項から第四項まで」を「第一百七十四条第二項」に、「五千円」を「十万円」に改める。

第六十三条中「呼出」を「呼出し」に、「五千円」を「十万円」に改める。

第六十四条中「五千円」を「十万円」に改める。

第八章を第九章とし、第七章を第八章とし、第六章の二を第七章とする。

別表第一号から第三号までの規定中「一万七千円」を「一万四千円」に改め、同表第四号及び第

五号を次のように改める。

四 一 実用新案技術評価の請求をする者	一件につき四万二千円に一請求項につき一千三百円を加えた額
五 明細書又は図面の訂正をする者	一件につき千四百円

(意匠法の一部改正)

第四条 意匠法(昭和三十四年法律第二百一十五号)の一部を次のように改正する。

第九条の次に次の一条を加える。

(願書の記載又は図面等の補正と要旨変更)

第九条の二　願書の記載(第六条第一項第一号から第二号までに掲げる事項並びに同条第二項及び第三項の規定により記載した事項を除く。第十七条の二第一項及び第一十四条において同じ。)又は願書に添付した図面、写真、ひな形若しくは見本についてした補正がこれらの要旨を変更するものと意匠権の設定の登録があつた後に認められたときは、その意匠登録出願は、その補正について手続補正書を提出した時にしたものとみなす。

第十二条第一項ただし書中「次項ただし書において同じ。」を削り、同条第二項ただし書及び第四項を削り、同条第五項を同条第四項とする。

第十三条の二第二項中「実用新案法」の下に「(昭和二十四年法律第百一十二号)」を加え、「第四十八条の六第二項」を「第四十八条の五第四項」に、「同法第四十八条の五第一項」を「同条第一項、」に改める。

第十五条第一項中「、第四十条(明細書等の補正と要旨変更)」を削り、「同法第四十三条第二

項」を「同条第二項」に改める。

第十七条の二 第一項中「第五十一条第一項(第五十六条の一)」を「第五十条第一項(第五十七条第一項)」に改め、同条を第十七条の四とする。

第十七条の二 第一項中「第十九条において準用する特許法第五十三条第一項」を「前条第一項」に改め、同条を第十七条の三とする。

第十七条の次に次の一条を加える。

(補正の却下)

第十七条の二 願書の記載又は願書に添付した図面、写真、ひな形若しくは見本についてした補正がこれらの要旨を変更するものであるときは、審査官は、決定をもつてその補正を却下しなければならない。

2 前項の規定による却下の決定は、文書をもつて行い、かつ、理由を付さなければならぬ

い。

3 第一項の規定による却下の決定があつたときは、決定の謄本の送達があつた日から三十日を経過するまでは、当該意匠登録出願について査定をしてはならない。

4 審査官は、意匠登録出願人が第一項の規定による却下の決定に対し第四十七条第一項の審判を請求したときは、その審判の審決が確定するまでその意匠登録出願の審査を中止しなければならない。

第十九条中「第五十三条(補正の却下)」を削る。

第二十九条中「第十五条第一項において準用する特許法第四十条」を「第九条の二」に、「第七条の二第一項(第五十一条第一項及び第五十六条の二)」「第十七条の三第一項(第五十条第一項(第五十七条第一項において準用する場合を含む。)」に改める。

第四十二条第一項第一号中「六千八百円」を「八千五百円」に改め、同項第二号中「一万三千五

百円」を「一万六千九百円」に改め、同項第三号中「二万七千円」を「三万三千八百円」に改め、同条第二項中「六千八百円」を「八千五百円」に改める。

第四十七条第一項中「第十九条において準用する特許法第五十三条第一項」を「第十七条の二第一項」に改め、同項ただし書中「第十七条の二第一項」を「第十七条の二第一項」に改める。

第四十九条を削る。

第五十条第一項ただし書中「第四十八条第一項第四号」を「前条第一項第四号」に改め、同条第三項ただし書中「第四十八条第一項第四号に該当する場合」を「前条第一項第四号に該当する場合」に、「第四十八条第一項第四号に該当するに至つた」を「同号に該当するに至つた」に改め、同条を第四十九条とする。

第五十一条第一項を次のように改める。

第十七条の二及び第十七条の三の規定は、第四十六条第一項の審判に準用する。この場合

において、第十七条の二「第四項中「第四十七条第一項の審判を請求したとき」とあるのは、「第五十九条第一項の訴えを提起したとき」と読み替えるものとする。

第五十一条第二項ただし書中「次条」を「第五十二条」に改め、同条を第五十条とし、同条の次に次の一条を加える。

(補正の却下の決定に対する審判の特則)

第五十一条 第四十七条第一項の審判において決定を取り消すべき旨の審決があつた場合における判断は、その事件について審査官を拘束する。

第五十二条中「第一百三十二条」の下に「、第一百三十三条、第一百三十四条第一項、第二項及び第四項、第一百三十五条」を加え、「、第一百五十九条第一項」及び「、第一百六十二条、第一百六十三条」を削り、同条に後段として次のように加える。

この場合において、同法第一百六十一条中「第一百一十条第一項」とあり、及び同法第一百六十

九条第三項中「第一百二十二条第一項又は第一百二十六条第一項」とあるのは、「意匠法第四十六条第一項又は第四十七条第一項」と読み替えるものとする。

第五十八条を削る。

第五十七条中「第一百七十四条第一項から第三項まで及び第五項」を「第一百七十四条第二項及び第四項」に改め、同条に次の二項を加える。

2 特許法第一百三十二条、第一百三十三条第二項及び第四項、第一百三十四条、第一百三十五条、第一百三十五条から第一百四十七条まで、第一百五十条から第一百五十二条まで、第一百五十五条第一項、第一百五十六条から第一百五十八条まで、第一百六十条、第一百六十八条、第一百六十九条第三項から第六項まで並びに第一百七十条の規定は、第四十六条第一項の審判の確定審決に対する再審に準用する。この場合において、同法第一百六十九条第三項中「第一百二十二条第一項又は第一百二十六条第一項」とあるのは、「意匠法第四十六条第一項」と読み替えるものと

する。

3 特許法第百二十二条、第百三十二条第三項及び第四項、第百三十三条、第百二十四条第四項、第百三十五条から第百四十七条まで、第百五十条から第百五十二条まで、第百五十五条第一項、第百五十六条、第百五十七条、第百六十八条、第百六十九条第三項から第六項まで並びに第百七十条の規定は、第四十七条第一項の審判の確定審決に対する再審に準用する。

この場合において、同法第百六十九条第三項中「第百二十二条第一項又は第百二十六条第一項」とあるのは、「意匠法第四十七条第一項」と読み替えるものとする。

第五十七条を第五十八条とする。

第五十六条の二中「第五十二条第一項」を「第五十条第一項及び第二項」に改め、同条に次の二項を加える。

2 第五十一条の規定は、第四十七条第一項の審判の確定審決に対する再審に準用する。

第五十六条の二を第五十七条とする。

第五十九条の見出し中「訴」を「訴え」に改め、同条第一項中「訴」第五十二条において、又は第五十七条において準用する特許法第二百七十四条第一項において、それぞれ準用する同法第二百五十九条第一項において準用する同法第五十三条第一項」を「訴え、第五十条第一項(第五十七条第一項において準用する場合を含む。)において準用する第十七条の二第一項」に、「却下の決定に対する訴」を「却下の決定に対する訴え」に改め、同条第二項中「訴に」を「訴えに」に改める。

第六十二条第一号中「添附した」を「添付した」に改め、同条第二号中「第四十六条第一項」の下に「又は第四十七条第一項」を加える。

第六十七条第一項第二号中「第十七条の三」を「第十七条の四」に、「特許法第五条第二項」を「同法第五条第二項」に改める。

第六十八条第一項に後段として次のように加える。

この場合において、同法第四条第一項中「第一百二十二条第一項」とあるのは、「意匠法第四十六条第一項若しくは第四十七条第一項」と読み替えるものとする。

第六十八条第二項中「第十七条第二項及び第三項」を「第十七条第三項及び第四項」に改め、同項に後段として次のように加える。

この場合において、同法第九条中「第一百二十二条第一項」とあるのは「意匠法第四十六条第一項若しくは第四十七条第一項」と、同法第十四条中「第一百二十二条第一項」とあるのは「意匠法第四十六条第一項又は第四十七条第一項」と読み替えるものとする。

第六十九条第一項中「三十万円」を「三百万円」に改める。

第七十条及び第七十一条中「十万円」を「百万円」に改める。

第七十三条中「五万円」を「五十万円」に改める。

第七十五条中「又は第五十七条において準用する特許法第一百七十四条第一項から第三項まで」

を「第五十八条第一項において準用する特許法第百七十四条第二項において、又は第五十八条第一項若しくは第二項」に、「五千円」を「十万円」に改める。

第七十六条中「呼出」を「呼出し」に、「五千円」を「十万円」に改める。

第七十七条中「五千円」を「十万円」に改める。

別表第一号中「一万三千円」を「一万六千円」に、「六千五百円」を「八千百円」に改め、同表第二号中「四千百円」を「五千百円」に、「二千百円」を「二千六百円」に改め、同表第三号中「三万二千円」を「四万円」に改め、同表第四号中「四万四千円」を「五万五千円」に改め、同表第五号中「二万二千円」を「二万七千五百円」に改め、同表第六号及び第七号中「四万四千円」を「五万五千円」に改める。

(商標法の一部改正)

第五条 商標法(昭和三十四年法律第百一十七号)の一部を次のように改正する。

第九条の二の次に次の一条を加える。

(指定商品等又は商標を表示した書面の補正と要旨変更)

第九条の二 願書に記載した指定商品若しくは指定役務又は願書に添付した商標登録を受けようとする商標を表示した書面について出願公告をすべき旨の決定の謄本の送達前にした補正がこれらの要旨を変更するものと商標権の設定の登録があつた後に認められたときは、その商標登録出願は、その補正について手続補正書を提出した時にしたものとみなす。

第十条第三項中「前条第二項」を「第九条第一項」に改める。

第十二条第一項中「第四十一条(明細書等の補正と要旨変更)」及び「(パリ条約による優先権主張の手続)」を削り、「同法第四十三条第一項」を「同条第一項」に改める。

第十六条の次に次の一条を加える。

(補正の却下)

第十六条の二 願書に記載した指定商品若しくは指定役務又は願書に添付した商標登録を受け

ようとする商標を表示した書面について出願公告をすべき旨の決定の謄本の送達前にした補正がこれらの要旨を変更するものであるときは、審査官は、決定をもつてその補正を却下しなければならない。

2 前項の規定による却下の決定は、文書をもつて行い、かつ、理由を付さなければならない。

3 第一項の規定による却下の決定があつたときは、決定の謄本の送達があつた日から三十日を経過するまでは、当該商標登録出願について査定(出願公告をすべき旨の決定前に第一項の規定による却下の決定があつたときは、出願公告をすべき旨の決定又は拒絶をすべき旨の査定)をしてはならない。

4 審査官は、商標登録出願人が第一項の規定による却下の決定に対し第四十五条第一項の審判を請求したときは、その審判の審決が確定するまでその商標登録出願の審査を中止しなければならない。

第十七条中「第五十三条」を「第五十四条」に改める。

第十七条の二第一項中「第十七条の二」を「第十七条の三」に、「前条において準用する特許法第五十三条第一項」を「第十六条の二第一項」に改め、同条第二項を次のように改める。

2 意匠法第十七条の四の規定は、前項又は第五十五条の二(第六十条の二第一項において準用する場合を含む。)において準用する同法第十七条の二第一項に規定する期間を延長する場合に準用する。

第三十二条第一項中「第十二条第一項において準用する特許法第四十条の規定により、又は第十七条の二において、第五十六条の二において準用する意匠法第五十一条第一項において、若しくは第六十一条において準用する同法第五十六条の二において準用する同法第五十一条第一項において、それぞれ準用する同法第十七条の二第一項」を「第九条の三の規定により、又は第十七条の二第一項若しくは第五十五条の二(第六十条の二第一項において準用する場合を含

む。)において準用する意匠法第十七条の二第一項に改める。

第四十条第一項中「五万三千円」を「六万六千円」に改め、同条第二項中「十万円」を「十三万円」に改める。

第四十五条第一項中「第十七条において準用する特許法第五十二条第一項」を「第十六条の二第一項」に改め、同項ただし書中「第十七条の二において」を「第十七条の二第一項において」に、「第十七条の二第一項」を「第十七条の三第一項」に改める。

第五十五条の次に次の一条を加える。

第五十五条の二 第十六条の二 特許法第五十四条及び意匠法第十七条の三の規定は、第四十四条第一項の審判に準用する。この場合において、第十六条の二第四項中「第四十五条第一項の審判を請求したとき」とあるのは「第六十三条第一項の訴えを提起したとき」と、特許法

第五十四条第一項中「第六十四条」とあるのは「第六十四条(商標法第五十六条第一項において

準用する特許法第百五十九条第一項及び第二項において準用する場合を含む。)と読み替えるものとする。

第五十六条第一項中「第百三十一條」の下に「、第百三十三條、第百二十四條第一項、第三項及び第四項、第百三十五條」を加え、「第百六十一条まで、第百六十二條、第百六十三條」を「第百五十八條まで、第百五十九條第二項から第五項まで、第百六十条、第百六十一條」に、「、第百一十五条の二第一項又は第百一十九條第一項」とあるのは、「を「又は第百一十五条の二第一項」とあるのは」に改め、「第五十三條の二」との下に「、同法第百六十一条中「第百一十一條第一項」とあるのは「商標法第四十四条第一項又は第四十五条第一項」と」を加える。

第五十六条の二を次のように改める。

(意匠法の準用)